

令和8年6月18日  
山梨県福祉保健部健康増進課  
課長 齊藤 由美子  
電話 055-223-1495 (内線 3500)

報道関係者各位

## 山梨県高次脳機能障害者支援センターの指定について

高次脳機能障害への理解促進と当事者の自立や社会参加の支援を目的として「高次脳機能障害者支援法」が令和8年4月1日に施行されたことを受け、山梨県では「山梨県高次脳機能障害者支援センター」を以下のとおり指定しました。

### 1. 指定法人

名称：医療法人 銀門会 (甲州リハビリテーション病院)  
所在地：山梨県笛吹市石和町四日市場2031

### 2. センターの主な業務

- (1) 当事者及びその家族その他の関係者に対する相談支援及び情報提供
- (2) 障害特性に応じた専門的支援の実施
- (3) 支援方法等に関する研修の実施
- (4) 障害の正しい理解促進のための普及啓発

### 3. 指定により期待される効果

専門的な相談窓口として、相談支援、関係機関等との連絡調整、就労・家族支援、研修・普及啓発などを一体的に行うことで、高次脳機能障害者への包括的な支援を、医療・リハビリから生活支援、社会参加支援までのあらゆる段階で切れ目なく提供できる体制の整備が期待されます。

### ※高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、脳の損傷により記憶力や注意力の低下、感情のコントロールの困難、対人関係の問題などが生じる障害です。外見からは分かりにくい特性があるため、周囲の理解が十分に得られにくく、当事者やその家族が適切な支援につながりにくいという課題があります。